

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年6月5日

奈良県知事 山下 真

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度「飛鳥・藤原」周遊企画商品造成業務

(2) 業務の目的

「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録を見据え、これまで来訪の少なかった外国人観光客をターゲットとし、周遊型旅行商品の企画造成、OTA等を活用した広報、販売を行うことにより、「飛鳥・藤原」の理解促進、魅力発信を図り、「飛鳥・藤原」の構成資産候補が所在するエリアへの来訪・周遊を促す。

(3) 業務の内容

- ① 計画・準備
- ② 企画
- ③ 周遊型旅行商品の企画、造成
- ④ OTA (Online Travel Agent) を活用した周知広報
- ⑤ インフルエンサーの招聘による周知広報
- ⑥ 販売
- ⑦ 問い合わせ対応
- ⑧ 効果検証
- ⑨ ①～⑧の業務に共通する事項

(4) 委託料上限額

金15,000千円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する、令和7年度「飛鳥・藤原」周遊企画商品造成業務委託仕様書(以下「仕様書」)に示すところによる。

(6) 履行期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

2 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 奈良県物品購入等競争入札参加資格者名簿の営業種目Q5①「役務の提供（広告・イベント業務）」及びQ7④「役務の提供（旅行業）」に登録されている者であること。ただし、企画提案書等提出時点において登録申請中であれば可とする。
- (4) 公告の日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でないこと。
- (5) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手

続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (6) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (7) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (8) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。））、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者（支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (9) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (10) 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- (12) (10) 及び (11) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (13) 旅行業法第3条に規定する登録を受けている旅行者であること。
- (14) 国又は地方公共団体が発注した同種業務を過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

※同種業務

- ・過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）における外国人観光客をターゲットとした旅行商品の造成・販売業務及びオンラインによる周知広報業務

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問合せ先)
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県地域創造部 世界遺産室 魅力発信係
電話番号 0742-27-8973
電子メールアドレス sekaiisan@office.pref.nara.lg.jp
- (2) 仕様書の配布
公告の日から6月20日(金)午後5時までの間に、(1)の担当部局又はインターネットの「奈良県世界遺産室ホームページ」から入手するものとする。
- (3) 令和7年度「飛鳥・藤原」周遊企画商品造成業務委託事業者募集要項(以下「募集要項」)の配布
公告の日から6月20日(金)午後5時までの間に、(1)の担当部局又はインターネットの「奈良県世界遺産室ホームページ」から入手するものとする。
- (4) 参加表明書、企画提案書等の提出
4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

(5) 質問の受付

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

6 受託者との契約

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

7 その他

(1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 本業務の詳細は、4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

(4) 本公募型プロポーザルは、提案書等を評価し、業務を委託する上で最も適した「受託者」を選ぶものであり、「企画提案そのもの」を選ぶものではない。業務内容については、契約後改めて県との協議のもと進めるものとする。